

# 新型コロナウイルス感染症 の影響で生活資金でお悩みの皆さま

知多市社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付けを行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に、特例貸付を実施します。

## ①緊急小口資金特例貸付（郵送で受付ます）

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等により収入の減少があり、一時的な生活費にお困りの世帯に貸付を行います。

### ■ 貸付上限額

20万円以内

### ■ 据置期間

1年以内

### ■ 償還期限

2年以内

### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■ 申請（郵送対応）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送**での申請をお願いします。郵送が難しい場合は、ご相談ください。（申請先・問い合わせ先は裏面）

### ■ 申請書類の取り寄せ

- ・ホームページよりダウンロード
- ・電話にて資料請求

### ■ 必要書類・記入例

ホームページ又は、請求資料をご参照ください。

### ■ 審査・決定・送金

本会にて申請書類を受理後、翌営業日に愛知県社会福祉協議会へ郵送します。愛知県社会福祉協議会が受理した日から1週間程度で送金されます。

①緊急小口資金特例貸付を借入されても、引き続き生活がお困りの方



## ②総合支援資金特例貸付（窓口でご相談お願いします）

①緊急小口資金特例貸付を借入されても、生活再建までに至っていない方に、更に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業や失業等により収入の減少があり、引き続きお困りの世帯

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申請（窓口対応・予約制）

生活実態や収支状況等の確認をさせていただきますので、**来館いただき面談をさせていただきます。**

### ■必要書類

- ・住民票世帯全員分（発行3か月以内）
- ・身分証（健康保険証・運転免許証等）
- ・印鑑（スタンプ式の印鑑は不可）
- ・預金通帳
- ・新型コロナウイルスが原因による収入減を証明できるもの（直近3ヶ月）

### ■審査・決定・送金

本会にて申請書類を受理後、翌日に愛知県社会福祉協議会へ郵送いたします。愛知県社会福祉協議会が受理した日から2週間程度で送金されます。

※離職や失業により住宅を失った（失うおそれがある場合も含む）世帯には、家賃相当額を大家等へ直接支給する**住居確保給付金制度**もございます。



①緊急小口資金特例貸付②総合支援資金特例貸付を借入後も生活の再建が見通せない場合は、下記の窓口までご相談ください。今後の生活支援策について一緒に考えさせていただきます。

## お問い合わせ・相談・申請窓口

知多市生活困窮者サポートセンター

（知多市社会福祉協議会）

住所：〒478-0047 知多市緑町32-6（福祉活動センター内）

電話：0562-39-3060 FAX：0562-39-3065

相談受付時間（※相談は**完全予約制**です）

午前9時～正午、午後1時～4時（土・日・祝日・年末年始を除く）



ホームページ